

# ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、  
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



## 人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「障害者差別解消法」についてお伝えします。



○合理的配慮について、法律第7条第2項、第8条第2項を見ると、国の行政機関や地方公共団体などは「～しないとならない」とされていますが、これはなぜですか。

この法律は、教育、医療、公共交通、行政の活動など、幅広い分野を対象とする法律ですが、障がいのある人と行政機関や事業者などとの関わり方は具体的な場面によってさまざまであり、それによって、求められる配慮も多種多様です。

このため、この法律では、合理的配慮に関しては、一律に義務とするのではなく、行政機関などには率先した取り組みを行うべき主体として義務を課す一方で、民間事業者に関しては努力義務を課した上で、対応指針によって自主的な取組を促すこととしています。

○「自主的な取組を促す」というのでは心配です。民間事業者による取り組みがきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか。

民間事業者の取り組みが適切に行われるようにするための仕組みとして、この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障がいのある人の権利利益の侵害に当たるような差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めたり、助言・指導、勧告を行うといった行政措置を行うことができることにしています。

○企業などがこの法律に違反した場合、罰則が課せられるのでしょうか。

この法律では、民間事業者などによる違反があった場合に、直ちに罰則を課すことはしていません。ただし、同一の民間事業者によって繰り返し障がいのある人の権利利益の侵害に当たるような差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者が行う事業を担当している大臣が、民間事業者に対して報告を求めることができることにしており、この求めに対して、虚偽の報告を

したり、報告を怠ったりしたような場合には、罰則（20万円以下の過料）の対象になります。

○基本方針や対応要領、対応指針とは何ですか。これらでは、どのようなことが定められるのですか。

まず、基本方針は、幅広い分野にまたがる障がいを理由とする差別について、関係する省庁が連携して取組を進めるため、政府全体の方針として、定めるものです。基本方針では、障がいを理由とする差別の解消に向けた施策の基本的な方向や、対応要領や対応指針に盛り込むべき事項や作成に当たって留意するべき点、相談、紛争の防止・解決の仕組みや地域協議会などについての基本的な考え方などを示しています。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。